

議案第 1 号

守谷市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

守谷市職員の給与に関する条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 1 月 2 0 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

守谷市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(守谷市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 守谷市職員の給与に関する条例(昭和31年守谷町条例第41号)の一部を次のように改正する。

第12条の3第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号ス中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第18条第1項中「4,400円」を「4,700円」に改める。

第20条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の105」の次に「)、12月に支給する場合には、100分の127.5(特定幹部職員にあっては100分の107.5)」を加え、同条第3項中「100分の70」との次に「、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」と」を加える。

第21条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の125」の次に「)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定幹部職員にあっては、100分の127.5)」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の60」の次に「)、12月に支給する場合には100分の52.5(特定幹部職員にあっては、100分の62.5)」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	円
前再1		195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700

任用2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
短時3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
間勤4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
務職5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
員以6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
外の7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
職員8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200

40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		

78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300		
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600		
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800		
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000		
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300		
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600		
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800		
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000		
86	266, 200	305, 800	355, 700				
87	266, 500	306, 100	356, 100				
88	266, 800	306, 400	356, 500				
89	267, 100	306, 700	356, 700				
90	267, 400	307, 000	357, 100				
91	267, 700	307, 300	357, 500				
92	268, 000	307, 600	357, 900				
93	268, 300	307, 800	358, 100				
94		308, 000	358, 400				
95		308, 300	358, 800				
96		308, 700	359, 100				
97		308, 900	359, 400				
98		309, 200	359, 800				
99		309, 500	360, 200				
100		309, 900	360, 600				
101		310, 100	361, 100				
102		310, 400	361, 500				
103		310, 700	361, 900				
104		311, 000	362, 300				
105		311, 200	362, 800				
106		311, 500	363, 200				
107		311, 800	363, 500				
108		312, 100	363, 800				
109		312, 300	364, 200				
110		312, 600					
111		313, 000					
112		313, 300					
113		313, 500					
114		313, 700					
115		314, 000					

	116		314,400					
	117		314,600					
	118		314,800					
	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第2条 守谷市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条の3第2項第2号ス中「以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42,200円

ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45,700円

タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49,200円

チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 52,700円

ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56,200円

テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 59,600円

ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 63,000円

ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66,400円

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の105）、12月に支給する場合には、100分の127.5（特定幹部職員にあっては100分の107.5）」を「100分の106.25）」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には、100分の50」を「100分の51.25」に、「100分の60）、12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5）」を「100分の61.25」に改める。

（守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年守谷市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「392,000」を「405,000」に、「440,000」を「455,000」に、「492,000」を「508,000」に、「555,000」を「574,000」に、「634,000」を「655,000」に、「740,000」を「765,000」に、「864,000」を「893,000」に改める。

第8条第1項の表中「183,500」を「195,800」に、「230,000」を「242,000」に、「265,000」を「276,300」に、「298,800」を「309,800」に、「321,300」を「332,600」に、「355,200」を「366,800」に、「408,300」を「420,700」に改める。

第9条第2項中「「100分の95」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と」を、「100分の87.5」の次に「、「100分の107.5」とあるのは「100分の90）」を加える。

第4条 守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分

の「97.5」を「100分の96.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の87.5」、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

（守谷市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第5条 守谷市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年守谷市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「同じ。）に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の125」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5を」を加え、同条第8項中「報酬月額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の105」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5を」を加える。

第6条 守谷市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に、同条第8項中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の守谷市職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第5条の規定による守谷市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（次条において「改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の守谷市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第5条の規定による改正前の守谷市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例

又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由（議案第 1 号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、令和 7 年の人事院勧告による国の法律改正に準じ、官民格差を是正するため条例の一部を改正するものです。

主な内容としましては、給料月額の引上げ、期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げ、通勤手当の額及び区分の改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正	現 行
（通勤手当） 第12条の3 （略） 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） （略） （2） 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年守谷市条例第19号）第4条の規定により採用された職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2, 000円 イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4, 200円 ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7, 300円</u>	（通勤手当） 第12条の3 （略） 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） （略） （2） 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年守谷市条例第19号）第4条の規定により採用された職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2, 000円 イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4, 200円 ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7, 100円</u>

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円
オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円
ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) (略)

3から9まで (略)

(宿日直手当)

第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円
ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) (略)

3から9まで (略)

(宿日直手当)

第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務

1回につき4, 700円（12月29日から1月3日までの間にあっては、8, 800円）を超えない範囲内において市規則で定める額を宿日直手当として支給する。

2 （略）

（期末手当）

第20条 （略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。以下「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の105）、12月に支給する場合には、100分の127.5（特定幹部職員にあっては100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）から（4）まで（略）

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の127

1回につき4, 400円（12月29日から1月3日までの間にあっては、8, 800円）を超えない範囲内において市規則で定める額を宿日直手当として支給する。

2 （略）

（期末手当）

第20条 （略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に_____100分の125（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。以下「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の105_____

_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）から（4）まで（略）

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と_____

． 5」とあるのは「100分の72． 5」と、「100分の107． 5」とあるのは「100分の62． 5」とする。

4から6まで （略）

（勤勉手当）

第21条 （略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

（1）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107． 5（特定幹部職員にあつては、100分の127． 5）を乗じて得た額の総額

（2）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額

_____する。

4から6まで （略）

（勤勉手当）

第21条 （略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

（1）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に_____100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125_____

_____を乗じて得た額の総額

（2）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額

参考資料

に、6月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）、12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額 3から5まで（略） 別表第2（第5条関係） 行政職給料表 【別記1 参照】	に_____100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60_____ _____を乗じて得た額の総額 3から5まで（略） 別表第2（第5条関係） 行政職給料表 【別記1 参照】
---	--

【別記1】

改正

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	円
前再	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
任用	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
短時	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
間勤	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300

参考資料

務職	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
員以	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
外の	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
職員	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100

2 2	2 2 7, 2 0 0	2 6 8, 0 0 0	2 9 9, 1 0 0	3 4 0, 4 0 0	3 6 6, 3 0 0	4 0 1, 4 0 0	4 5 1, 9 0 0
2 3	2 2 8, 8 0 0	2 6 9, 0 0 0	3 0 0, 3 0 0	3 4 2, 1 0 0	3 6 7, 8 0 0	4 0 2, 8 0 0	4 5 2, 7 0 0
2 4	2 3 0, 4 0 0	2 7 0, 0 0 0	3 0 1, 6 0 0	3 4 3, 7 0 0	3 6 9, 3 0 0	4 0 4, 2 0 0	4 5 3, 5 0 0
2 5	2 3 2, 0 0 0	2 7 1, 0 0 0	3 0 2, 9 0 0	3 4 4, 9 0 0	3 7 1, 0 0 0	4 0 5, 6 0 0	4 5 4, 1 0 0
2 6	2 3 3, 7 0 0	2 7 1, 9 0 0	3 0 3, 9 0 0	3 4 6, 8 0 0	3 7 2, 8 0 0	4 0 6, 8 0 0	4 5 4, 7 0 0
2 7	2 3 5, 0 0 0	2 7 2, 7 0 0	3 0 4, 9 0 0	3 4 8, 5 0 0	3 7 4, 4 0 0	4 0 8, 0 0 0	4 5 5, 3 0 0
2 8	2 3 6, 3 0 0	2 7 3, 6 0 0	3 0 5, 9 0 0	3 5 0, 1 0 0	3 7 6, 1 0 0	4 0 9, 0 0 0	4 5 5, 9 0 0
2 9	2 3 7, 6 0 0	2 7 4, 4 0 0	3 0 7, 0 0 0	3 5 1, 6 0 0	3 7 7, 5 0 0	4 1 0, 1 0 0	4 5 6, 6 0 0
3 0	2 3 8, 7 0 0	2 7 5, 2 0 0	3 0 8, 2 0 0	3 5 3, 2 0 0	3 7 8, 8 0 0	4 1 1, 3 0 0	4 5 7, 4 0 0
3 1	2 3 9, 8 0 0	2 7 6, 0 0 0	3 0 9, 3 0 0	3 5 4, 8 0 0	3 8 0, 0 0 0	4 1 2, 4 0 0	4 5 7, 8 0 0
3 2	2 4 0, 9 0 0	2 7 6, 7 0 0	3 1 0, 5 0 0	3 5 6, 4 0 0	3 8 1, 4 0 0	4 1 3, 5 0 0	4 5 8, 5 0 0
3 3	2 4 2, 0 0 0	2 7 7, 4 0 0	3 1 1, 6 0 0	3 5 8, 1 0 0	3 8 2, 5 0 0	4 1 4, 2 0 0	4 5 9, 0 0 0
3 4	2 4 2, 9 0 0	2 7 8, 2 0 0	3 1 2, 9 0 0	3 5 9, 9 0 0	3 8 3, 4 0 0	4 1 4, 9 0 0	4 5 9, 4 0 0
3 5	2 4 3, 8 0 0	2 7 9, 0 0 0	3 1 4, 2 0 0	3 6 1, 7 0 0	3 8 4, 4 0 0	4 1 5, 5 0 0	4 5 9, 8 0 0
3 6	2 4 4, 8 0 0	2 7 9, 6 0 0	3 1 5, 5 0 0	3 6 3, 5 0 0	3 8 5, 4 0 0	4 1 6, 2 0 0	4 6 0, 2 0 0
3 7	2 4 5, 8 0 0	2 8 0, 3 0 0	3 1 6, 7 0 0	3 6 5, 0 0 0	3 8 6, 2 0 0	4 1 6, 8 0 0	4 6 0, 6 0 0
3 8	2 4 6, 7 0 0	2 8 1, 1 0 0	3 1 8, 0 0 0	3 6 6, 4 0 0	3 8 7, 1 0 0	4 1 7, 4 0 0	4 6 0, 9 0 0

3 9	2 4 7, 6 0 0	2 8 1, 8 0 0	3 1 9, 3 0 0	3 6 7, 8 0 0	3 8 8, 0 0 0	4 1 7, 9 0 0	4 6 1, 2 0 0
4 0	2 4 8, 4 0 0	2 8 2, 5 0 0	3 2 0, 6 0 0	3 6 9, 2 0 0	3 8 8, 8 0 0	4 1 8, 3 0 0	4 6 1, 5 0 0
4 1	2 4 9, 2 0 0	2 8 3, 2 0 0	3 2 1, 9 0 0	3 7 0, 7 0 0	3 8 9, 6 0 0	4 1 8, 7 0 0	4 6 1, 8 0 0
4 2	2 4 9, 9 0 0	2 8 3, 9 0 0	3 2 3, 1 0 0	3 7 1, 5 0 0	3 9 0, 4 0 0	4 1 8, 9 0 0	4 6 2, 1 0 0
4 3	2 5 0, 5 0 0	2 8 4, 6 0 0	3 2 4, 4 0 0	3 7 2, 4 0 0	3 9 1, 2 0 0	4 1 9, 2 0 0	4 6 2, 4 0 0
4 4	2 5 1, 1 0 0	2 8 5, 3 0 0	3 2 5, 5 0 0	3 7 3, 4 0 0	3 9 1, 9 0 0	4 1 9, 5 0 0	4 6 2, 7 0 0
4 5	2 5 1, 8 0 0	2 8 6, 0 0 0	3 2 6, 4 0 0	3 7 4, 3 0 0	3 9 2, 6 0 0	4 1 9, 8 0 0	4 6 3, 0 0 0
4 6	2 5 2, 4 0 0	2 8 6, 6 0 0	3 2 7, 7 0 0	3 7 5, 4 0 0	3 9 3, 3 0 0	4 2 0, 1 0 0	
4 7	2 5 3, 0 0 0	2 8 7, 3 0 0	3 2 9, 0 0 0	3 7 6, 3 0 0	3 9 4, 0 0 0	4 2 0, 4 0 0	
4 8	2 5 3, 6 0 0	2 8 7, 9 0 0	3 3 0, 3 0 0	3 7 7, 3 0 0	3 9 4, 7 0 0	4 2 0, 7 0 0	
4 9	2 5 4, 1 0 0	2 8 8, 6 0 0	3 3 1, 4 0 0	3 7 8, 2 0 0	3 9 5, 2 0 0	4 2 0, 9 0 0	
5 0	2 5 4, 7 0 0	2 8 9, 2 0 0	3 3 2, 7 0 0	3 7 8, 9 0 0	3 9 5, 8 0 0	4 2 1, 2 0 0	
5 1	2 5 5, 3 0 0	2 8 9, 9 0 0	3 3 3, 9 0 0	3 7 9, 6 0 0	3 9 6, 4 0 0	4 2 1, 4 0 0	
5 2	2 5 5, 8 0 0	2 9 0, 6 0 0	3 3 5, 1 0 0	3 8 0, 2 0 0	3 9 7, 1 0 0	4 2 1, 7 0 0	
5 3	2 5 6, 2 0 0	2 9 1, 1 0 0	3 3 6, 4 0 0	3 8 0, 6 0 0	3 9 7, 5 0 0	4 2 1, 9 0 0	
5 4	2 5 6, 6 0 0	2 9 1, 7 0 0	3 3 7, 4 0 0	3 8 1, 2 0 0	3 9 8, 1 0 0	4 2 2, 2 0 0	
5 5	2 5 6, 9 0 0	2 9 2, 3 0 0	3 3 8, 5 0 0	3 8 1, 8 0 0	3 9 8, 7 0 0	4 2 2, 5 0 0	

5 6	2 5 7, 2 0 0	2 9 3, 0 0 0	3 3 9, 6 0 0	3 8 2, 5 0 0	3 9 9, 2 0 0	4 2 2, 8 0 0
5 7	2 5 7, 5 0 0	2 9 3, 6 0 0	3 4 0, 3 0 0	3 8 2, 8 0 0	3 9 9, 6 0 0	4 2 3, 0 0 0
5 8	2 5 7, 8 0 0	2 9 4, 2 0 0	3 4 1, 2 0 0	3 8 3, 5 0 0	4 0 0, 2 0 0	4 2 3, 3 0 0
5 9	2 5 8, 1 0 0	2 9 4, 8 0 0	3 4 1, 9 0 0	3 8 4, 2 0 0	4 0 0, 8 0 0	4 2 3, 6 0 0
6 0	2 5 8, 4 0 0	2 9 5, 5 0 0	3 4 2, 7 0 0	3 8 4, 8 0 0	4 0 1, 3 0 0	4 2 3, 8 0 0
6 1	2 5 8, 7 0 0	2 9 6, 1 0 0	3 4 3, 5 0 0	3 8 5, 1 0 0	4 0 1, 7 0 0	4 2 4, 0 0 0
6 2	2 5 9, 0 0 0	2 9 6, 7 0 0	3 4 3, 9 0 0	3 8 5, 6 0 0	4 0 2, 2 0 0	4 2 4, 3 0 0
6 3	2 5 9, 3 0 0	2 9 7, 2 0 0	3 4 4, 4 0 0	3 8 6, 2 0 0	4 0 2, 7 0 0	4 2 4, 6 0 0
6 4	2 5 9, 6 0 0	2 9 7, 7 0 0	3 4 5, 1 0 0	3 8 6, 8 0 0	4 0 3, 3 0 0	4 2 4, 8 0 0
6 5	2 5 9, 9 0 0	2 9 8, 2 0 0	3 4 5, 9 0 0	3 8 7, 1 0 0	4 0 3, 6 0 0	4 2 5, 0 0 0
6 6	2 6 0, 2 0 0	2 9 8, 8 0 0	3 4 6, 6 0 0	3 8 7, 7 0 0	4 0 4, 0 0 0	4 2 5, 3 0 0
6 7	2 6 0, 5 0 0	2 9 9, 3 0 0	3 4 7, 3 0 0	3 8 8, 4 0 0	4 0 4, 3 0 0	4 2 5, 6 0 0
6 8	2 6 0, 8 0 0	2 9 9, 9 0 0	3 4 7, 9 0 0	3 8 9, 0 0 0	4 0 4, 7 0 0	4 2 5, 8 0 0
6 9	2 6 1, 1 0 0	3 0 0, 3 0 0	3 4 8, 4 0 0	3 8 9, 4 0 0	4 0 5, 0 0 0	4 2 6, 0 0 0
7 0	2 6 1, 4 0 0	3 0 0, 8 0 0	3 4 9, 0 0 0	3 8 9, 9 0 0	4 0 5, 3 0 0	4 2 6, 3 0 0
7 1	2 6 1, 7 0 0	3 0 1, 3 0 0	3 4 9, 5 0 0	3 9 0, 5 0 0	4 0 5, 6 0 0	4 2 6, 6 0 0
7 2	2 6 2, 0 0 0	3 0 1, 9 0 0	3 5 0, 1 0 0	3 9 1, 0 0 0	4 0 5, 8 0 0	4 2 6, 8 0 0

7 3	2 6 2, 3 0 0	3 0 2, 4 0 0	3 5 0, 4 0 0	3 9 1, 5 0 0	4 0 6, 0 0 0	4 2 7, 0 0 0
7 4	2 6 2, 6 0 0	3 0 2, 8 0 0	3 5 0, 9 0 0	3 9 2, 1 0 0	4 0 6, 3 0 0	
7 5	2 6 2, 9 0 0	3 0 3, 1 0 0	3 5 1, 2 0 0	3 9 2, 5 0 0	4 0 6, 6 0 0	
7 6	2 6 3, 2 0 0	3 0 3, 4 0 0	3 5 1, 6 0 0	3 9 2, 8 0 0	4 0 6, 8 0 0	
7 7	2 6 3, 5 0 0	3 0 3, 6 0 0	3 5 2, 0 0 0	3 9 3, 2 0 0	4 0 7, 0 0 0	
7 8	2 6 3, 8 0 0	3 0 3, 9 0 0	3 5 2, 5 0 0	3 9 3, 7 0 0	4 0 7, 3 0 0	
7 9	2 6 4, 1 0 0	3 0 4, 1 0 0	3 5 3, 0 0 0	3 9 4, 1 0 0	4 0 7, 6 0 0	
8 0	2 6 4, 4 0 0	3 0 4, 4 0 0	3 5 3, 5 0 0	3 9 4, 5 0 0	4 0 7, 8 0 0	
8 1	2 6 4, 7 0 0	3 0 4, 6 0 0	3 5 3, 8 0 0	3 9 4, 9 0 0	4 0 8, 0 0 0	
8 2	2 6 5, 0 0 0	3 0 4, 8 0 0	3 5 4, 2 0 0	3 9 5, 4 0 0	4 0 8, 3 0 0	
8 3	2 6 5, 3 0 0	3 0 5, 1 0 0	3 5 4, 6 0 0	3 9 5, 8 0 0	4 0 8, 6 0 0	
8 4	2 6 5, 6 0 0	3 0 5, 3 0 0	3 5 5, 0 0 0	3 9 6, 2 0 0	4 0 8, 8 0 0	
8 5	2 6 5, 9 0 0	3 0 5, 6 0 0	3 5 5, 3 0 0	3 9 6, 5 0 0	4 0 9, 0 0 0	
8 6	2 6 6, 2 0 0	3 0 5, 8 0 0	3 5 5, 7 0 0			
8 7	2 6 6, 5 0 0	3 0 6, 1 0 0	3 5 6, 1 0 0			
8 8	2 6 6, 8 0 0	3 0 6, 4 0 0	3 5 6, 5 0 0			
8 9	2 6 7, 1 0 0	3 0 6, 7 0 0	3 5 6, 7 0 0			

<u>9 0</u>	2 6 7, 4 0 0	3 0 7, 0 0 0	3 5 7, 1 0 0
<u>9 1</u>	2 6 7, 7 0 0	3 0 7, 3 0 0	3 5 7, 5 0 0
<u>9 2</u>	2 6 8, 0 0 0	3 0 7, 6 0 0	3 5 7, 9 0 0
<u>9 3</u>	2 6 8, 3 0 0	3 0 7, 8 0 0	3 5 8, 1 0 0
<u>9 4</u>		3 0 8, 0 0 0	3 5 8, 4 0 0
<u>9 5</u>		3 0 8, 3 0 0	3 5 8, 8 0 0
<u>9 6</u>		3 0 8, 7 0 0	3 5 9, 1 0 0
<u>9 7</u>		3 0 8, 9 0 0	3 5 9, 4 0 0
<u>9 8</u>		3 0 9, 2 0 0	3 5 9, 8 0 0
<u>9 9</u>		3 0 9, 5 0 0	3 6 0, 2 0 0
<u>1 0 0</u>		3 0 9, 9 0 0	3 6 0, 6 0 0
<u>1 0 1</u>		3 1 0, 1 0 0	3 6 1, 1 0 0
<u>1 0 2</u>		3 1 0, 4 0 0	3 6 1, 5 0 0
<u>1 0 3</u>		3 1 0, 7 0 0	3 6 1, 9 0 0
<u>1 0 4</u>		3 1 1, 0 0 0	3 6 2, 3 0 0
<u>1 0 5</u>		3 1 1, 2 0 0	3 6 2, 8 0 0
<u>1 0 6</u>		3 1 1, 5 0 0	3 6 3, 2 0 0

1 0 7	3 1 1, 8 0 0	3 6 3, 5 0 0				
1 0 8	3 1 2, 1 0 0	3 6 3, 8 0 0				
1 0 9	3 1 2, 3 0 0	3 6 4, 2 0 0				
1 1 0	3 1 2, 6 0 0					
1 1 1	3 1 3, 0 0 0					
1 1 2	3 1 3, 3 0 0					
1 1 3	3 1 3, 5 0 0					
1 1 4	3 1 3, 7 0 0					
1 1 5	3 1 4, 0 0 0					
1 1 6	3 1 4, 4 0 0					
1 1 7	3 1 4, 6 0 0					
1 1 8	3 1 4, 8 0 0					
1 1 9	3 1 5, 1 0 0					
1 2 0	3 1 5, 4 0 0					
1 2 1	3 1 5, 7 0 0					
1 2 2	3 1 5, 9 0 0					
1 2 3	3 1 6, 2 0 0					

	<u>1 2 4</u>		<u>3 1 6, 5 0 0</u>					
	<u>1 2 5</u>		<u>3 1 6, 8 0 0</u>					
定年		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
前再		円	円	円	円	円	円	円
任用		2 0 0, 3 0 0	2 2 7, 8 0 0	2 6 9, 5 0 0	2 9 0, 1 0 0	3 0 5, 7 0 0	3 3 1, 9 0 0	3 7 4, 8 0 0
短時								
間勤								
務職								
員								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

現 行

職員 の区 分	職務 の級	<u>1 級</u>	<u>2 級</u>	<u>3 級</u>	<u>4 級</u>	<u>5 級</u>	<u>6 級</u>	<u>7 級</u>
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	円
前再	1	1 8 3, 5 0 0	2 3 0, 0 0 0	2 6 5, 3 0 0	2 9 8, 8 0 0	3 2 1, 3 0 0	3 5 5, 2 0 0	4 0 8, 3 0 0
任用	2	1 8 4, 6 0 0	2 3 1, 5 0 0	2 6 6, 3 0 0	3 0 0, 3 0 0	3 2 3, 1 0 0	3 5 6, 9 0 0	4 1 0, 2 0 0

参考資料

短時	3	1 8 5, 8 0 0	2 3 3, 0 0 0	2 6 7, 3 0 0	3 0 1, 8 0 0	3 2 4, 9 0 0	3 5 8, 5 0 0	4 1 2, 1 0 0
間勤	4	1 8 6, 9 0 0	2 3 4, 5 0 0	2 6 8, 3 0 0	3 0 3, 2 0 0	3 2 6, 6 0 0	3 6 0, 1 0 0	4 1 3, 9 0 0
務職	5	1 8 8, 0 0 0	2 3 6, 0 0 0	2 6 9, 3 0 0	3 0 4, 6 0 0	3 2 8, 3 0 0	3 6 1, 7 0 0	4 1 5, 7 0 0
員以	6	1 8 9, 7 0 0	2 3 7, 5 0 0	2 7 0, 3 0 0	3 0 5, 7 0 0	3 3 0, 0 0 0	3 6 3, 5 0 0	4 1 7, 5 0 0
外の	7	1 9 1, 3 0 0	2 3 9, 0 0 0	2 7 1, 3 0 0	3 0 6, 7 0 0	3 3 1, 7 0 0	3 6 5, 0 0 0	4 1 9, 3 0 0
職員	8	1 9 2, 9 0 0	2 4 0, 5 0 0	2 7 2, 3 0 0	3 0 7, 9 0 0	3 3 3, 4 0 0	3 6 6, 6 0 0	4 2 1, 1 0 0
	9	1 9 4, 5 0 0	2 4 2, 0 0 0	2 7 3, 3 0 0	3 0 9, 1 0 0	3 3 5, 0 0 0	3 6 8, 0 0 0	4 2 2, 7 0 0
	1 0	1 9 6, 2 0 0	2 4 3, 4 0 0	2 7 4, 3 0 0	3 1 0, 7 0 0	3 3 6, 7 0 0	3 6 9, 6 0 0	4 2 4, 2 0 0
	1 1	1 9 7, 8 0 0	2 4 4, 8 0 0	2 7 5, 3 0 0	3 1 2, 3 0 0	3 3 8, 4 0 0	3 7 1, 2 0 0	4 2 5, 7 0 0
	1 2	1 9 9, 4 0 0	2 4 6, 2 0 0	2 7 6, 4 0 0	3 1 3, 9 0 0	3 4 0, 0 0 0	3 7 2, 7 0 0	4 2 7, 2 0 0
	1 3	2 0 1, 0 0 0	2 4 7, 4 0 0	2 7 7, 4 0 0	3 1 5, 4 0 0	3 4 1, 5 0 0	3 7 4, 6 0 0	4 2 8, 7 0 0
	1 4	2 0 2, 7 0 0	2 4 8, 6 0 0	2 7 8, 7 0 0	3 1 7, 0 0 0	3 4 3, 1 0 0	3 7 6, 5 0 0	4 3 0, 0 0 0
	1 5	2 0 4, 4 0 0	2 4 9, 8 0 0	2 8 0, 0 0 0	3 1 8, 6 0 0	3 4 4, 7 0 0	3 7 8, 4 0 0	4 3 1, 3 0 0
	1 6	2 0 6, 1 0 0	2 5 1, 0 0 0	2 8 1, 2 0 0	3 2 0, 2 0 0	3 4 6, 2 0 0	3 8 0, 2 0 0	4 3 2, 5 0 0
	1 7	2 0 7, 4 0 0	2 5 2, 1 0 0	2 8 2, 5 0 0	3 2 1, 7 0 0	3 4 7, 6 0 0	3 8 1, 7 0 0	4 3 3, 7 0 0
	1 8	2 0 9, 0 0 0	2 5 3, 2 0 0	2 8 3, 8 0 0	3 2 3, 4 0 0	3 4 9, 3 0 0	3 8 3, 5 0 0	4 3 5, 0 0 0
	1 9	2 1 0, 6 0 0	2 5 4, 3 0 0	2 8 5, 0 0 0	3 2 5, 0 0 0	3 5 0, 9 0 0	3 8 5, 2 0 0	4 3 6, 3 0 0

参考資料

2 0	2 1 2, 1 0 0	2 5 5, 4 0 0	2 8 6, 2 0 0	3 2 6, 6 0 0	3 5 2, 5 0 0	3 8 6, 8 0 0	4 3 7, 5 0 0
2 1	2 1 3, 6 0 0	2 5 6, 4 0 0	2 8 7, 3 0 0	3 2 8, 0 0 0	3 5 3, 7 0 0	3 8 8, 5 0 0	4 3 8, 7 0 0
2 2	2 1 5, 2 0 0	2 5 7, 4 0 0	2 8 8, 5 0 0	3 2 9, 7 0 0	3 5 5, 2 0 0	3 8 9, 9 0 0	4 3 9, 5 0 0
2 3	2 1 6, 8 0 0	2 5 8, 4 0 0	2 8 9, 8 0 0	3 3 1, 4 0 0	3 5 6, 7 0 0	3 9 1, 3 0 0	4 4 0, 3 0 0
2 4	2 1 8, 4 0 0	2 5 9, 4 0 0	2 9 1, 1 0 0	3 3 3, 0 0 0	3 5 8, 2 0 0	3 9 2, 7 0 0	4 4 1, 1 0 0
2 5	2 2 0, 0 0 0	2 6 0, 4 0 0	2 9 2, 4 0 0	3 3 4, 2 0 0	3 5 9, 9 0 0	3 9 4, 1 0 0	4 4 1, 7 0 0
2 6	2 2 1, 7 0 0	2 6 1, 3 0 0	2 9 3, 4 0 0	3 3 6, 1 0 0	3 6 1, 7 0 0	3 9 5, 3 0 0	4 4 2, 3 0 0
2 7	2 2 3, 0 0 0	2 6 2, 2 0 0	2 9 4, 4 0 0	3 3 7, 8 0 0	3 6 3, 4 0 0	3 9 6, 5 0 0	4 4 2, 9 0 0
2 8	2 2 4, 3 0 0	2 6 3, 1 0 0	2 9 5, 5 0 0	3 3 9, 4 0 0	3 6 5, 1 0 0	3 9 7, 5 0 0	4 4 3, 5 0 0
2 9	2 2 5, 6 0 0	2 6 3, 9 0 0	2 9 6, 6 0 0	3 4 0, 9 0 0	3 6 6, 5 0 0	3 9 8, 6 0 0	4 4 4, 2 0 0
3 0	2 2 6, 7 0 0	2 6 4, 7 0 0	2 9 7, 8 0 0	3 4 2, 5 0 0	3 6 7, 8 0 0	3 9 9, 8 0 0	4 4 5, 0 0 0
3 1	2 2 7, 8 0 0	2 6 5, 5 0 0	2 9 8, 9 0 0	3 4 4, 1 0 0	3 6 9, 0 0 0	4 0 0, 9 0 0	4 4 5, 4 0 0
3 2	2 2 8, 9 0 0	2 6 6, 3 0 0	3 0 0, 1 0 0	3 4 5, 7 0 0	3 7 0, 4 0 0	4 0 2, 0 0 0	4 4 6, 1 0 0
3 3	2 3 0, 0 0 0	2 6 7, 0 0 0	3 0 1, 3 0 0	3 4 7, 4 0 0	3 7 1, 5 0 0	4 0 2, 7 0 0	4 4 6, 6 0 0
3 4	2 3 1, 1 0 0	2 6 7, 8 0 0	3 0 2, 6 0 0	3 4 9, 2 0 0	3 7 2, 4 0 0	4 0 3, 4 0 0	4 4 7, 0 0 0
3 5	2 3 2, 2 0 0	2 6 8, 6 0 0	3 0 3, 9 0 0	3 5 1, 0 0 0	3 7 3, 4 0 0	4 0 4, 1 0 0	4 4 7, 4 0 0
3 6	2 3 3, 3 0 0	2 6 9, 3 0 0	3 0 5, 2 0 0	3 5 2, 8 0 0	3 7 4, 5 0 0	4 0 4, 8 0 0	4 4 7, 8 0 0

3 7	2 3 4, 4 0 0	2 7 0, 0 0 0	3 0 6, 5 0 0	3 5 4, 3 0 0	3 7 5, 3 0 0	4 0 5, 4 0 0	4 4 8, 2 0 0
3 8	2 3 5, 4 0 0	2 7 0, 8 0 0	3 0 7, 8 0 0	3 5 5, 7 0 0	3 7 6, 2 0 0	4 0 6, 0 0 0	4 4 8, 6 0 0
3 9	2 3 6, 4 0 0	2 7 1, 6 0 0	3 0 9, 1 0 0	3 5 7, 1 0 0	3 7 7, 1 0 0	4 0 6, 5 0 0	4 4 9, 0 0 0
4 0	2 3 7, 3 0 0	2 7 2, 3 0 0	3 1 0, 4 0 0	3 5 8, 5 0 0	3 7 7, 9 0 0	4 0 6, 9 0 0	4 4 9, 3 0 0
4 1	2 3 8, 2 0 0	2 7 3, 0 0 0	3 1 1, 7 0 0	3 6 0, 0 0 0	3 7 8, 7 0 0	4 0 7, 3 0 0	4 4 9, 6 0 0
4 2	2 3 9, 1 0 0	2 7 3, 8 0 0	3 1 3, 0 0 0	3 6 0, 8 0 0	3 7 9, 5 0 0	4 0 7, 5 0 0	4 5 0, 0 0 0
4 3	2 3 9, 9 0 0	2 7 4, 6 0 0	3 1 4, 3 0 0	3 6 1, 8 0 0	3 8 0, 3 0 0	4 0 7, 8 0 0	4 5 0, 3 0 0
4 4	2 4 0, 7 0 0	2 7 5, 3 0 0	3 1 5, 4 0 0	3 6 2, 8 0 0	3 8 1, 0 0 0	4 0 8, 1 0 0	4 5 0, 6 0 0
4 5	2 4 1, 4 0 0	2 7 6, 0 0 0	3 1 6, 3 0 0	3 6 3, 7 0 0	3 8 1, 7 0 0	4 0 8, 4 0 0	4 5 0, 9 0 0
4 6	2 4 2, 0 0 0	2 7 6, 7 0 0	3 1 7, 6 0 0	3 6 4, 8 0 0	3 8 2, 4 0 0	4 0 8, 7 0 0	
4 7	2 4 2, 6 0 0	2 7 7, 4 0 0	3 1 8, 9 0 0	3 6 5, 7 0 0	3 8 3, 1 0 0	4 0 9, 0 0 0	
4 8	2 4 3, 2 0 0	2 7 8, 1 0 0	3 2 0, 2 0 0	3 6 6, 7 0 0	3 8 3, 8 0 0	4 0 9, 3 0 0	
4 9	2 4 3, 8 0 0	2 7 8, 8 0 0	3 2 1, 4 0 0	3 6 7, 6 0 0	3 8 4, 3 0 0	4 0 9, 5 0 0	
5 0	2 4 4, 4 0 0	2 7 9, 5 0 0	3 2 2, 7 0 0	3 6 8, 3 0 0	3 8 4, 9 0 0	4 0 9, 8 0 0	
5 1	2 4 5, 0 0 0	2 8 0, 2 0 0	3 2 3, 9 0 0	3 6 9, 0 0 0	3 8 5, 5 0 0	4 1 0, 1 0 0	
5 2	2 4 5, 5 0 0	2 8 0, 9 0 0	3 2 5, 1 0 0	3 6 9, 6 0 0	3 8 6, 2 0 0	4 1 0, 4 0 0	
5 3	2 4 6, 0 0 0	2 8 1, 5 0 0	3 2 6, 4 0 0	3 7 0, 0 0 0	3 8 6, 6 0 0	4 1 0, 6 0 0	

5 4	2 4 6, 4 0 0	2 8 2, 2 0 0	3 2 7, 5 0 0	3 7 0, 6 0 0	3 8 7, 2 0 0	4 1 0, 9 0 0
5 5	2 4 6, 7 0 0	2 8 2, 8 0 0	3 2 8, 6 0 0	3 7 1, 3 0 0	3 8 7, 8 0 0	4 1 1, 2 0 0
5 6	2 4 7, 0 0 0	2 8 3, 5 0 0	3 2 9, 7 0 0	3 7 2, 0 0 0	3 8 8, 3 0 0	4 1 1, 5 0 0
5 7	2 4 7, 3 0 0	2 8 4, 1 0 0	3 3 0, 4 0 0	3 7 2, 3 0 0	3 8 8, 7 0 0	4 1 1, 7 0 0
5 8	2 4 7, 6 0 0	2 8 4, 8 0 0	3 3 1, 3 0 0	3 7 3, 0 0 0	3 8 9, 3 0 0	4 1 2, 0 0 0
5 9	2 4 7, 9 0 0	2 8 5, 4 0 0	3 3 2, 0 0 0	3 7 3, 7 0 0	3 8 9, 9 0 0	4 1 2, 3 0 0
6 0	2 4 8, 2 0 0	2 8 6, 1 0 0	3 3 2, 8 0 0	3 7 4, 3 0 0	3 9 0, 4 0 0	4 1 2, 5 0 0
6 1	2 4 8, 5 0 0	2 8 6, 7 0 0	3 3 3, 6 0 0	3 7 4, 6 0 0	3 9 0, 8 0 0	4 1 2, 7 0 0
6 2	2 4 8, 8 0 0	2 8 7, 4 0 0	3 3 4, 0 0 0	3 7 5, 1 0 0	3 9 1, 3 0 0	4 1 3, 0 0 0
6 3	2 4 9, 1 0 0	2 8 8, 0 0 0	3 3 4, 6 0 0	3 7 5, 7 0 0	3 9 1, 8 0 0	4 1 3, 3 0 0
6 4	2 4 9, 4 0 0	2 8 8, 5 0 0	3 3 5, 3 0 0	3 7 6, 3 0 0	3 9 2, 4 0 0	4 1 3, 5 0 0
6 5	2 4 9, 7 0 0	2 8 9, 0 0 0	3 3 6, 1 0 0	3 7 6, 6 0 0	3 9 2, 7 0 0	4 1 3, 7 0 0
6 6	2 5 0, 0 0 0	2 8 9, 6 0 0	3 3 6, 8 0 0	3 7 7, 2 0 0	3 9 3, 1 0 0	4 1 4, 0 0 0
6 7	2 5 0, 3 0 0	2 9 0, 1 0 0	3 3 7, 5 0 0	3 7 7, 9 0 0	3 9 3, 5 0 0	4 1 4, 3 0 0
6 8	2 5 0, 6 0 0	2 9 0, 7 0 0	3 3 8, 1 0 0	3 7 8, 5 0 0	3 9 3, 9 0 0	4 1 4, 5 0 0
6 9	2 5 0, 9 0 0	2 9 1, 2 0 0	3 3 8, 6 0 0	3 7 8, 9 0 0	3 9 4, 2 0 0	4 1 4, 7 0 0
7 0	2 5 1, 2 0 0	2 9 1, 7 0 0	3 3 9, 2 0 0	3 7 9, 4 0 0	3 9 4, 5 0 0	4 1 5, 0 0 0

7 1	2 5 1, 5 0 0	2 9 2, 3 0 0	3 3 9, 7 0 0	3 8 0, 0 0 0	3 9 4, 8 0 0	4 1 5, 3 0 0
7 2	2 5 1, 8 0 0	2 9 2, 9 0 0	3 4 0, 3 0 0	3 8 0, 5 0 0	3 9 5, 0 0 0	4 1 5, 5 0 0
7 3	2 5 2, 1 0 0	2 9 3, 4 0 0	3 4 0, 6 0 0	3 8 1, 0 0 0	3 9 5, 2 0 0	4 1 5, 7 0 0
7 4	2 5 2, 4 0 0	2 9 3, 9 0 0	3 4 1, 1 0 0	3 8 1, 6 0 0	3 9 5, 5 0 0	
7 5	2 5 2, 7 0 0	2 9 4, 3 0 0	3 4 1, 5 0 0	3 8 2, 1 0 0	3 9 5, 8 0 0	
7 6	2 5 3, 0 0 0	2 9 4, 6 0 0	3 4 1, 9 0 0	3 8 2, 4 0 0	3 9 6, 0 0 0	
7 7	2 5 3, 3 0 0	2 9 4, 8 0 0	3 4 2, 3 0 0	3 8 2, 8 0 0	3 9 6, 2 0 0	
7 8	2 5 3, 6 0 0	2 9 5, 1 0 0	3 4 2, 8 0 0	3 8 3, 3 0 0	3 9 6, 5 0 0	
7 9	2 5 3, 9 0 0	2 9 5, 3 0 0	3 4 3, 3 0 0	3 8 3, 7 0 0	3 9 6, 8 0 0	
8 0	2 5 4, 2 0 0	2 9 5, 6 0 0	3 4 3, 8 0 0	3 8 4, 1 0 0	3 9 7, 0 0 0	
8 1	2 5 4, 5 0 0	2 9 5, 8 0 0	3 4 4, 1 0 0	3 8 4, 5 0 0	3 9 7, 2 0 0	
8 2	2 5 4, 8 0 0	2 9 6, 0 0 0	3 4 4, 5 0 0	3 8 5, 0 0 0	3 9 7, 5 0 0	
8 3	2 5 5, 1 0 0	2 9 6, 3 0 0	3 4 4, 9 0 0	3 8 5, 4 0 0	3 9 7, 8 0 0	
8 4	2 5 5, 4 0 0	2 9 6, 5 0 0	3 4 5, 3 0 0	3 8 5, 8 0 0	3 9 8, 0 0 0	
8 5	2 5 5, 7 0 0	2 9 6, 8 0 0	3 4 5, 6 0 0	3 8 6, 1 0 0	3 9 8, 2 0 0	
8 6	2 5 6, 0 0 0	2 9 7, 1 0 0	3 4 6, 0 0 0			
8 7	2 5 6, 3 0 0	2 9 7, 4 0 0	3 4 6, 4 0 0			

<u>8 8</u>	2 5 6, 6 0 0	2 9 7, 7 0 0	3 4 6, 8 0 0
<u>8 9</u>	2 5 6, 9 0 0	2 9 8, 0 0 0	3 4 7, 0 0 0
<u>9 0</u>	2 5 7, 2 0 0	2 9 8, 3 0 0	3 4 7, 4 0 0
<u>9 1</u>	2 5 7, 5 0 0	2 9 8, 6 0 0	3 4 7, 8 0 0
<u>9 2</u>	2 5 7, 8 0 0	2 9 9, 0 0 0	3 4 8, 2 0 0
<u>9 3</u>	2 5 8, 1 0 0	2 9 9, 2 0 0	3 4 8, 4 0 0
<u>9 4</u>		2 9 9, 4 0 0	3 4 8, 8 0 0
<u>9 5</u>		2 9 9, 7 0 0	3 4 9, 2 0 0
<u>9 6</u>		3 0 0, 1 0 0	3 4 9, 5 0 0
<u>9 7</u>		3 0 0, 3 0 0	3 4 9, 8 0 0
<u>9 8</u>		3 0 0, 6 0 0	3 5 0, 2 0 0
<u>9 9</u>		3 0 1, 0 0 0	3 5 0, 6 0 0
<u>1 0 0</u>		3 0 1, 4 0 0	3 5 1, 0 0 0
<u>1 0 1</u>		3 0 1, 6 0 0	3 5 1, 5 0 0
<u>1 0 2</u>		3 0 1, 9 0 0	3 5 1, 9 0 0
<u>1 0 3</u>		3 0 2, 2 0 0	3 5 2, 3 0 0
<u>1 0 4</u>		3 0 2, 5 0 0	3 5 2, 7 0 0

1 0 5	3 0 2, 7 0 0	3 5 3, 2 0 0				
1 0 6	3 0 3, 0 0 0	3 5 3, 6 0 0				
1 0 7	3 0 3, 3 0 0	3 5 3, 9 0 0				
1 0 8	3 0 3, 6 0 0	3 5 4, 2 0 0				
1 0 9	3 0 3, 8 0 0	3 5 4, 7 0 0				
1 1 0	3 0 4, 2 0 0					
1 1 1	3 0 4, 6 0 0					
1 1 2	3 0 4, 9 0 0					
1 1 3	3 0 5, 1 0 0					
1 1 4	3 0 5, 3 0 0					
1 1 5	3 0 5, 6 0 0					
1 1 6	3 0 6, 0 0 0					
1 1 7	3 0 6, 2 0 0					
1 1 8	3 0 6, 4 0 0					
1 1 9	3 0 6, 7 0 0					
1 2 0	3 0 7, 0 0 0					
1 2 1	3 0 7, 4 0 0					

	1 2 2		3 0 7, 6 0 0					
	1 2 3		3 0 7, 9 0 0					
	1 2 4		3 0 8, 2 0 0					
	1 2 5		3 0 8, 5 0 0					
定年		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
前再		円	円	円	円	円	円	円
任用		1 9 2, 0 0 0	2 1 9, 5 0 0	2 6 0, 0 0 0	2 7 9, 7 0 0	2 9 4, 9 0 0	3 2 0, 6 0 0	3 6 2, 7 0 0
短時								
間勤								
務職								
員								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

守谷市職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正	現 行
（通勤手当） 第12条の3 （略） 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） （略） （2） 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年守谷市条例第19号）第4条の規定により採用された職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円 イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円 ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円	（通勤手当） 第12条の3 （略） 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） （略） （2） 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年守谷市条例第19号）第4条の規定により採用された職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円 イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円 ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10, 400円
オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13, 500円
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16, 600円
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19, 700円
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22, 800円
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25, 900円
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29, 100円
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32, 300円
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35, 500円
ス 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 38, 700円
セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42, 200円
ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45, 700円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10, 400円
オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13, 500円
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16, 600円
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19, 700円
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22, 800円
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25, 900円
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29, 100円
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32, 300円
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35, 500円
ス 使用距離が片道60キロメートル以上_____である職員 38, 700円

(新設)

(新設)

参考資料

タ <u>使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員</u> 49, 200円 チ <u>使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員</u> 52, 700円 ツ <u>使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員</u> 56, 200円 テ <u>使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員</u> 59, 600円 ト <u>使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員</u> 63, 000円 ナ <u>使用距離が片道100キロメートル以上である職員</u> 66, 400円 (3) (略) 3から9まで (略) (期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。以下「特定幹部職員」という。)) にあつては、<u>100分の106.25</u>)	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (3) (略) 3から9まで (略) (期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。以下「特定幹部職員」という。)) にあつては、<u>100分の105</u>)、12月に支給する場合には、<u>100分の</u>
---	---

参考資料

_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) から (4) まで (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

4 から 6 まで (略)
(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員が

127.5 (特定幹部職員にあつては100分の107.5) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) から (4) まで (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4 から 6 まで (略)
(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員が

それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u> （特定幹部職員にあっては、<u>100分の126.25</u> _____） を乗じて得た額の総額 （2）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の61.25</u> _____）を乗じて得た額の総額 3から5まで （略）	それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には<u>100分の105</u> （特定幹部職員にあっては、<u>100分の125</u>）、 <u>12月に支給する場合には100分の107.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の127.5</u>） を乗じて得た額の総額 （2）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の60</u>）、 <u>12月に支給する場合には100分の52.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の62.5</u>）を乗じて得た額の総額 3から5まで （略）
--	--

守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改 正	現 行
（給与の特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 【別記1 参照】 2及び3 （略） 第8条 任期付職員には、次の給料表を適用する。 【別記2 参照】 2 （略） （給与条例の適用除外） 第9条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年守谷市条例第19号）第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは、「100分の87.5」、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。	（給与の特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 【別記1 参照】 2及び3 （略） 第8条 任期付職員には、次の給料表を適用する。 【別記2 参照】 2 （略） （給与条例の適用除外） 第9条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年守谷市条例第19号）第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、 _____、給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは、「100分の87.5」 _____ _____とする。

【別記1】

改 正

号給	給料月額（円）
1	<u>4 0 5, 0 0 0</u>
2	<u>4 5 5, 0 0 0</u>
3	<u>5 0 8, 0 0 0</u>
4	<u>5 7 4, 0 0 0</u>
5	<u>6 5 5, 0 0 0</u>
6	<u>7 6 5, 0 0 0</u>
7	<u>8 9 3, 0 0 0</u>

現 行

号給	給料月額（円）
1	<u>3 9 2, 0 0 0</u>
2	<u>4 4 0, 0 0 0</u>
3	<u>4 9 2, 0 0 0</u>

参考資料

4	<u>5 5 5, 0 0 0</u>
5	<u>6 3 4, 0 0 0</u>
6	<u>7 4 0, 0 0 0</u>
7	<u>8 6 4, 0 0 0</u>

【別記2】

改 正

職務の級	給料月額（円）
1 級	<u>1 9 5, 8 0 0</u>
2 級	<u>2 4 2, 0 0 0</u>
3 級	<u>2 7 6, 3 0 0</u>
4 級	<u>3 0 9, 8 0 0</u>
5 級	<u>3 3 2, 6 0 0</u>
6 級	<u>3 6 6, 8 0 0</u>
7 級	<u>4 2 0, 7 0 0</u>

参考資料

現 行

職務の級	給料月額（円）
1 級	<u>1 8 3, 5 0 0</u>
2 級	<u>2 3 0, 0 0 0</u>
3 級	<u>2 6 5, 0 0 0</u>
4 級	<u>2 9 8, 8 0 0</u>
5 級	<u>3 2 1, 3 0 0</u>
6 級	<u>3 5 5, 2 0 0</u>
7 級	<u>4 0 8, 3 0 0</u>

参考資料

守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

改 正	現 行
（給与条例の適用除外） 第9条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年守谷市条例第19号）第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第21条第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは、「<u>100分の88.75</u>」とする。	（給与条例の適用除外） 第9条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年守谷市条例第19号）第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第21条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは、「<u>100分の87.5</u>」、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。

守谷市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第5条関係）

改 正	現 行
（期末手当及び勤勉手当） 第11条 （略） 2及び3 （略） 4 期末手当の額は、報酬月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合は、市規則で定める方法により月額に換算した額。以下この条において同じ。）に、<u>6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5を</u>乗じて得た額に、基準日以前の6箇月以内の期間におけるその者の会計年度任用職員としての在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。 （略） 5から7まで （略） 8 前項の勤勉手当の総額は、会計年度任用職員ごとの基準日現在の報酬月額に、<u>6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5を</u>乗じて得た額を超えてはならない。 9 （略）	（期末手当及び勤勉手当） 第11条 （略） 2及び3 （略） 4 期末手当の額は、報酬月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合は、市規則で定める方法により月額に換算した額。以下この条において同じ。）に____<u>100分の125を</u>____乗じて得た額に、基準日以前の6箇月以内の期間におけるその者の会計年度任用職員としての在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。 （略） 5から7まで （略） 8 前項の勤勉手当の総額は、会計年度任用職員ごとの基準日現在の報酬月額に____<u>100分の105を</u>____乗じて得た額を超えてはならない。 9 （略）

守谷市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第6条関係）

改 正	現 行
（期末手当及び勤勉手当） 第11条 （略） 2及び3 （略） 4 期末手当の額は、報酬月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合は、市規則で定める方法により月額に換算した額。以下この条において同じ。）に<u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前の6箇月以内の期間におけるその者の会計年度任用職員としての在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。 （略） 5から7まで （略） 8 前項の勤勉手当の総額は、会計年度任用職員ごとの基準日現在の報酬月額に<u>100分の106.25</u> を乗じて得た額を超えてはならない。 9 （略）	（期末手当及び勤勉手当） 第11条 （略） 2及び3 （略） 4 期末手当の額は、報酬月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合は、市規則で定める方法により月額に換算した額。以下この条において同じ。）に、<u>6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前の6箇月以内の期間におけるその者の会計年度任用職員としての在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。 （略） 5から7まで （略） 8 前項の勤勉手当の総額は、会計年度任用職員ごとの基準日現在の報酬月額に、<u>6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額を超えてはならない。 9 （略）